

兵庫県公報

平成20年4月22日 火曜日 第1972号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区の定款の変更認可(農地整備課).....	1
土地改良事業の計画変更認可(同).....	1
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧(同).....	2
市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧(同).....	2
平成15年兵庫県告示第448号(漁船損害等補償法の規定による加入区の指定)の一部改正(水産課).....	2
平成20年度狩猟免許試験の実施(自然環境課).....	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	4
基本測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	5
基本測量が終了した旨の通知(同).....	5
公共測量を実施する旨の通知(同).....	6
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	6
道路の位置指定(建築指導課).....	6
同 上(同).....	7
公 告	
平成20年度屋外広告物講習会の開催(都市政策課).....	7
新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	8
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(同).....	8
大規模小売店舗の新設に関する届出(同).....	8
大規模小売店舗の変更に関する届出(同).....	10
公安委員会告示	
技能検定員審査の実施.....	10
教習指導員審査の実施.....	12

告 示

兵庫県告示第459号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
南淡南部土地改良区	平成20年4月9日
御津西部土地改良区	平成20年4月10日

兵庫県告示第460号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	認 可 年 月 日
大野下土地改良区	非補助土地改良事業	大野下地区	平成20年 4月 8日

兵庫県告示第461号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年4月10日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
一般農道整備事業(田畑輪換)	印 南 地 区	平成20年 4月22日から 同 年 5月12日まで	加 古 郡 稲 美 町 役 場

兵庫県告示第462号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦覧の場所
養父市	中山間地域総合整備事業 (一般型)	八鹿地区	平成20年 4月22日から 同 年 5月12日まで	養父市役所 養父地域局

兵庫県告示第463号

平成15年兵庫県告示第448号(漁船損害等補償法の規定による加入区の指定)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成20年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中「丸山加入区 丸山漁業協同組合」を「南あわじ加入区 南あわじ漁業協同組合」に改め、「阿那賀加入区 阿那賀漁業協同組合」を削る。

兵庫県告示第464号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定により、

平成20年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験の区分、日時及び実施場所

区分		日時	実施場所
第1回	1次試験 知識試験及び適性試験	平成20年7月2日(水) 午後1時10分から午後5時まで	神戸市中央区山本通4丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館
			姫路市北条1丁目98 兵庫県立姫路労働会館
			養父市八鹿町朝倉1141番地 JAたじま総合営農センター
	2次試験 技能試験	平成20年7月16日(水) 午前9時30分から午後5時まで 平成20年7月23日(水) 午前9時30分から午後5時まで	姫路市北条1丁目98 兵庫県立姫路労働会館
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター			
第2回	1次試験 知識試験及び適性試験	平成20年9月7日(日) 午後1時10分から午後5時まで	神戸市中央区山本通4丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館
	2次試験 技能試験	平成20年9月21日(日) 午前9時30分から午後5時まで	神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター

(注) 1 2次試験(技能試験)は、1次試験(知識試験及び適性試験)に合格した者に限り、受験票に指定された日時に受験することができる。

2 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、1次試験(知識試験)の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所(住民登録)を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに)

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、各県民局農林(水産)振興事務所(ただし、阪神南県民局にあっては地域振興部農林課)において、平成20年5月下旬より配布する。

イ 写真 1枚(申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに)

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書 1通

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付するものとし、それ以外の場合にあっては法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書(発行日より3か月以内のもので、原本のこと。ただし、同じ回に複数の狩猟免許申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。)を添付するものとする。

(2) 受付期間及び受付時間

	受付期間	受付時間
第1回	平成20年6月2日(月)から同月17日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成20年6月16日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。	午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで
第2回	平成20年8月4日(月)から同月19日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、簡易書留とし、平成20年8月18日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。	

(3) 提出先

郵便番号 650-8567 (兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要)
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係
(朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。)

(4) 申請手数料

5,300円(知識試験の一部を免除される者は4,000円)相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他注意事項

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料については、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

- 1次試験(知識試験及び適性試験)の合否は、はがきで通知する。
- 2次試験(技能試験)の合格者は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し狩猟免許を交付する。

5 受験についての問い合わせ先

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係
電話(078)341-7711(代表) 内線 4216

兵庫県告示第465号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
多木化学株式会社
加古川市別府町緑町2番地
取締役本社工場長 長濱 繁夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
多木化学株式会社 本社工場
加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号イ ろ過施設

能力	ろ過面積0.65m ²		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	着手後1箇月		
使用開始予定年月日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4~5	4~5
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	8	8
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)	0.1	0.1	

備考 特定施設からの汚水は、原料として再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年4月22日から同年5月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第466号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

基本測量(1:25,000地形図修正測量)

2 作業期間

平成20年4月7日から平成21年3月27日まで

3 作業地域

兵庫県内全域

兵庫県告示第467号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 作業種類

基本測量(1:25,000地形図修正測量)

(2) 作業期間

平成19年4月9日から平成20年3月24日まで

(3) 作業地域

兵庫県内全域

2 (1) 作業種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成作業）

(2) 作業期間

平成19年5月1日から平成20年3月24日まで

(3) 作業地域

尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市

兵庫県告示第468号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点計画図作成）

2 作業期間

平成20年3月30日から平成20年4月30日まで

3 作業地域

尼崎市東七松町1丁目

兵庫県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年4月22日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 岩屋生野線	神崎郡神河町大畑字森569番1から 同郡同町大畑字岩倉632番1まで	旧	5.0から 10.0まで	308.0	
		新	5.0から 19.0まで	308.0	

兵庫県告示第470号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年4月22日から北播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19北播位置 0003号	20.4.3	多可郡多可町中区鍛冶屋字下川222番1の 一部	6.00	55.97

兵庫県告示第471号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成20年4月22日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
 平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H19但豊位置 0010号	20.4.4	豊岡市加広町36番地の一部、37番地の一部	6.00	39.65

公 告

平成20年度屋外広告物講習会の開催

屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第28条第1項の規定により、平成20年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年7月1日(火) 午前9時30分から午後5時まで
- (2) 場所 神戸市中央区中山手通4丁目10番8
ラッセ・ホール

2 講習科目

- (1) 広告物に関する法令
- (2) 広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 広告物の施工に関する事項

3 講習対象者

- (1) 屋外広告業を営むもの又は屋外広告業を営もうとする者
- (2) 屋外広告業を営む者の営業所において、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する責任者又は責任者になろうとする者
- (3) 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者又は管理しようとする者

4 受講定員

230名

5 受講手続

(1) 提出書類

ア 屋外広告物講習会受講申込書

申込書は兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課緑の地域環境係において配布する。

また、インターネットの兵庫県ホームページでも申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000059.html

イ 受講票返送用封筒(郵送申込の場合のみ)

定型封筒に返送先を明記し、80円切手を貼り付けること。

ウ 講習科目の一部が免除となる資格を有する者については、資格を証する書面の写し

(2) 提出期間

平成20年5月12日(月)から同月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、平成20年5月12日(月)から同月27日(火)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

郵便番号 650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課緑の地域環境係

(4) 受講手数料

1科目につき2,000円(3科目の場合は6,000円、科目の一部が免除される者は4,000円)相当額の兵庫県収入証紙を、申込書に貼り付けること。

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づき神戸市が施行している西神第2地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

工事完了工区

- 22工区

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡播磨町北本荘2丁目863番1

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡播磨町本荘4丁目6番7号

古川 勇 夫

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年2月5日

兵庫県指令東播(建)第1-22号(19播磨)

2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

相生市那波大浜町227番

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市余部区上余部259番地の1

株式会社サンヨー住販 代表取締役 圓尾 真 造

(3) 許可年月日及び許可番号

平成20年3月24日

兵庫県指令西播(建)第1-14-2号(19相生)

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年 4月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 日生中央ショッピングセンター
所在地 川辺郡猪名川町松尾台一丁目 1 - 9 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 オリックス不動産株式会社
代表者の氏名 西 名 弘 明
住所 東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社関西ケーズデンキ
代表者の氏名 山 崎 孝 夫
住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年11月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,362平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
220台
 - (2) 駐輪場の収容台数
82台
 - (3) 荷さばき施設の面積
129.2平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
48.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社関西ケーズデンキ	午前10時00分	午後 9 時30分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成20年 3月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年 4月22日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成20年8月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年4月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 Misumi Mall

所在地 三田市三輪四丁目224番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 オリックス・アルファ株式会社

代表者の氏名 坂本修二

住所 東京都港区芝三丁目22番8号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

ア 変更前（仮称）三田市三輪複合商業施設

イ 変更後 Misumi Mall

4 変更年月日

平成19年12月7日

5 届出年月日

平成20年3月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成20年4月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年8月22日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第118号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年4月22日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

2 技能検定員審査の期日

平成20年6月7日(土)

3 技能検定員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成20年4月22日(火)から同月25日(金)までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

ウ 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(大型)

エ 技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)

オ 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成20年4月22日(火)から同月25日(金)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成20年4月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 技能検定員審査(大型)又は技能検定員審査(中型)を受けようとする者にあつては24,700円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては20,500円、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成20年7月1日(火)午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

- 7 技能検定員審査についての問い合わせ先
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係
電話(078)912-1628

兵庫県公安委員会告示第119号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成20年4月22日

兵庫県公安委員会
委員長 小倉修悟

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大白二)、教習指導員審査(普白二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

2 教習指導員審査の期日

平成20年6月7日(土)

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成20年4月22日(火)から同月25日(金)までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大白二)、教習指導員審査(普白二)又は教習指導員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証

ウ 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(大型)

エ 教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(中型)

オ 教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証(普通)

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成20年4月22日(火)から同月25日(金)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成20年4月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 手数料

ア 教習指導員審査(大型)又は教習指導員審査(中型)を受けようとする者にあつては15,650円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては12,150円、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査

査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（^{けん}牽引）を受けようとする者にあつては9,500円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成20年7月1日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イから八までのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912 - 1628